

付 7 ; 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める

政令に基づいて告示した産業分類

●昭和 26 年 4 月 30 日統計委員会告示第 6 号 (昭和 26 年 5 月 1 日施行)

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令 (昭和 26 年政令第 127 号) 第 2 条の規定に基づいて、分類の名称及び分類表を次のように定めた。

昭和 26 年 4 月 30 日

統計委員会委員長 大内 兵衛

●改正昭和 28 年 3 月 31 日行政管理庁告示第 8 号 (昭和 28 年 4 月 1 日施行)

●改正昭和 29 年 2 月 27 日行政管理庁告示第 4 号 (昭和 29 年 3 月 1 日施行)

●改正昭和 32 年 5 月 1 日行政管理庁告示第 19 号 (昭和 33 年 1 月 1 日以後に実施する統計調査から適用)

●改正昭和 38 年 1 月 12 日行政管理庁告示第 2 号 (昭和 38 年 4 月 1 日以後に実施する統計調査から適用)

●改正昭和 42 年 5 月 1 日行政管理庁告示第 38 号 (昭和 43 年 1 月 1 日以後に実施する統計調査から適用)

●改正昭和 47 年 3 月 31 日行政管理庁告示第 39 号 (昭和 47 年 4 月 1 日以後に実施する統計調査から適用)

●改正昭和 51 年 5 月 15 日行政管理庁告示第 32 号 (昭和 52 年 1 月 1 日以後に実施する統計調査から適用)

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令 (昭和 26 年政令第 127 号) 第 2 条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を次のように定め、昭和 60 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に実施する統計調査の結果の表示に適用する。ただし、施行日前に実施する統計調査の結果の表示であっても、この告示による分類表によることができる。

昭和 26 年統計委員会告示第 6 号は、この告示の施行の日から廃止する。

昭和 59 年 1 月 10 日

行政管理庁長官 後藤田 正晴

一 分類の名称 日本標準分類

二 分類表 (省略)